

研究評価委員会分科会における秘密情報<sup>(注1)</sup>の守秘について

評価関係者<sup>(注2)</sup>は、研究評価委員会評価分科会において取り扱う秘密情報を、以下の通り厳格に守秘することとする。

研究評価委員会分科会における秘密情報は、我が国の産業競争力の向上及び事業者間の公正な競争の観点からも極めて重要であるとの認識に基づき、本事業の評価のためにのみ使用すること。なお、実施者からの要請等を踏まえ、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこととする。

---

(注1) 秘密情報とは、評価のためにNEDO又は評価対象事業の実施者が提示<sup>(注3)</sup>する技術的および営業上の秘密情報であり、事前に提示された情報、評価分科会で準備された情報、質疑、事後の回答など全てを含むものとする。

(注2) 評価関係者とは、評価委員、推進部関係者、評価業務支援契約先、及びNEDO職員を指す。

(注3) 提示とは、書類等を提供する以外に、電子形式や口頭で伝えることも含む。

(参考) 守秘義務について

## 評価委員 NEDO評価委員承諾時に誓約

「・・・貴機構の研究開発は最先端の技術を狙ったものであり、我が国の産業競争力の向上の観点からも極めて重要であるとの認識に基づき、知り得た技術情報や企業戦略等については、厳格に守秘することを誓約します。」

## NEDO職員 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法が適用

第十三条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二十五条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

## 評価業務支援契約先 契約における仕様書が適用

「本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならない。」

## 研究評価委員会分科会における非公開資料の取り扱いについて

研究評価委員会分科会における非公開資料の取扱については、原則として以下のよう  
に行うこととする。

1. 評価関係資料で非公開資料を配布する際には、資料に “非公開” 等の注意書きを加える。また、表紙には「複製を禁ず」と記載する。
2. 非公開資料を電子データとして取り扱う場合は、暗号化、印刷制限、必要な閲覧可能期間の設定を行うこと。
  - ・ 分科会欠席委員へは、分科会配布資料（非公開資料を含む）および公開部分にかかる録画を提出することとし、分科会欠席委員への補足説明については、当該委員の意向も踏まえ、必要に応じて推進部署の協力を得て適切に行う。
3. 評価関係者は、非公開資料を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理しなければならない。
4. 非公開資料のうち、評価委員に配布した印刷資料については、評価報告書（案）の確定後までに回収する。その他配布分については、評価業務に必要最小限のものを除き、分科会終了後速やかに回収する。
5. 回収した印刷資料は、すべて推進部署に返却する。